

「防災体制の強化に関する提言」

(平成 14 年 7 月 中央防災会議 防災基本計画専門調査会)(抜粋)

6 被災者支援の充実

大規模災害や様々な形態の災害による被災者を支援するため、自助努力の重要性を踏まえつつ、救助段階から復興段階に至る被災者支援のグランドデザインを明らかにし、雇用、心と体の健康、人と人とのつながりなどを含めた総合的な観点から被災者のニーズに対応した多様な支援策を提示することが必要である。

今後、支援施策の具体化にあたっては、公平性・透明性の確保、情報提供の充実、財源に関する問題など、様々な観点を十分に勘案しつつ、国は被災者支援の充実に向けた具体的方策を確立するべきである。

1) 生活再建支援のあり方

現行制度と従来 の 経緯

被災者生活再建支援金制度(自然災害により自宅が全壊した世帯等に最高 100 万円 / 世帯を支給)は、平成 10 年 11 月の被災者生活再建支援法の施行以来、被災者支援において重要な役割を果たしている。

一方で、同法の制定当時の衆議院災害対策特別委員会における附帯決議においては、「この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、その制度の充実について様々な議論がなされている。

また、被災者の住宅再建については、特に阪神・淡路大震災以降、様々な提案・議論がなされており、同法附則第 2 条においては、「自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」とされているところである。これを受け、旧国土庁に設けられた「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」が平成 12 年 12 月に報告書を取りまとめたが、各施策のあり方について様々な意見が提出された。

被災者の生活再建支援の充実

被災者の生活再建支援については、国や地方公共団体などがそれぞれの役割分担を踏まえながら、被災者生活再建支援法の見直しを含め、被災者のニーズに適合した支援策の一層の充実を図るべきである。

また、安定した居住の確保については、被災者の生活再建を支援する上で最重要課題の一つである。

しかし、私有財産である個人の住宅が全半壊した場合に、その財産の損失補てんを公費で行うことは、持家世帯と借家世帯との公平性が確保されるか、自助努力で財産の保全を図る意欲を阻害しないかなどの問題がある。これに対する備えとしては、地震保険や共済制度への加入により対処することが基本である。

行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要である。国は、都道府県や関係機関と調整の上、生活の再建にあたって必要となる家財道具の調達等に対する現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」委員名簿

(:座長、 :座長代理 敬称略)

伊藤 滋 (財団法人都市防災研究所理事長)

片山 恒雄 (独立行政法人防災科学技術研究所理事長)

石川 嘉延 (静岡県知事)

石原 和弘 (京都大学防災研究所附属火山活動研究センター教授)

今井 通子 (登山家、医学博士)

大宅 映子 (評論家)

小幡 純子 (上智大学法学部教授)

菊地 正幸 (東京大学地震研究所教授)

香西 昭夫 (日本経済団体連合会副会長)

澤田 秀男 (横須賀市長)

志方 俊之 (帝京大学法学部教授)

重川希志依 (富士常葉大学環境防災学部助教授)

土岐 憲三 (立命館大学理工学部教授)

能澤 正雄 (財団法人高度情報科学技術研究機構顧問)

廣井 脩 (東京大学社会情報研究所長)

福岡 捷二 (広島大学大学院工学研究科教授)

藤吉洋一郎 (日本放送協会解説委員)